

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（110）」

2. 日 時：平成29年4月6日 10時00分～12時05分、  
13時30分～18時05分

3. 場 所：原子力規制庁 13階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

金子管理官補佐、近田安全審査官、皆川安全審査官、義崎原子力保安検査官、  
高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループ 課長  
他9名

5. 要旨

- （1）日本原子力発電株式会社から、平成29年1月31日に提出を受けた『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「57条 電源設備」、「59条 原子炉制御室」及び「60条 監視測定設備」について、説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。
- あいまいな記載となっている部分（設備の43条適合状況等）について明確化すること。
  - 上記の明確化について、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における他の条項に対しても展開し実施すること。
  - 補正案（申請書）の構成及び『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』の関係を説明すること。
- （2）日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし